

監査公表 第 1 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月26日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 大石昭彦

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 定期監査

- 2 監査の対象及び実施期日
 - (1) 地域包括支援センター
実施期日 令和7年10月28日
 - (2) 高齢者支援課
実施期日 令和7年10月28日
 - (3) 水路課
実施期日 令和7年11月11日
 - (4) 農政課
実施期日 令和7年11月13日
 - (5) 教育総務課
実施期日 令和7年11月18日
 - (6) 道路課
実施期日 令和7年11月20日
 - (7) 健康づくり課
実施期日 令和7年12月22日
 - (8) 商工観光課
実施期日 令和7年12月24日
 - (9) 総務広報課
実施期日 令和8年1月8日
 - (10) 防災安全課
実施期日 令和8年1月15日
 - (11) 協働推進課
実施期日 令和8年1月19日

(12) 福祉課

実施期日 令和8年1月22日

(13) かんきょう課

実施期日 令和8年1月28日

(14) 市長公室

実施期日 令和8年2月12日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和5年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められた。